

令和2年度

コロナに負けない！

とっとり絆事業補助金

ボランティア
活動を助成
します！

新型コロナウイルス感染防止対策による外出自粛や休校などにより生活に困りごとが生じている方々を支援するために、個人、団体又は企業がボランティア活動を行う場合に助成します！（予算額に達したら終了します。）

なお、助成対象となるボランティア活動は、三密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避け、その他の感染防止策が措置された活動を対象とします。

募集期間

令和2年4月27日（月）～令和3年1月29日（金）

※活動を開始する日の14日前までに申請が必要です。

(活動開始の14日前に申請できない場合についても、柔軟に対応しますので事前にご相談ください。)

県内のボランティア(非営利)活動に取り組む個人、団体、企業

※ボランティア活動保険等に参加したうえで活動を行ってください。

申請できる方

〔申請できる団体や企業の例〕

- NPO、ボランティアサークル、住民団体の実行委員会等の非営利公益活動団体
- 自治会、老人クラブ、子ども会などの地域住民組織
- 企業(社会貢献として行う非営利活動に限ります) など

※ただし、以下の団体は対象外とします。

- 政治、選挙、宗教、特定の思想の普及にかかわる団体
- 暴力団または暴力団員等の統制下にある団体
- 団体として実体のないもの

想定される
実施例

- 必要物資の買い物支援
- 子どものための学習、運動などの支援(教材づくり、室内でできる運動の紹介など)
- マスクを作成し、地域・学校・施設などへの配布
- 食事づくりが困難な方等のための配食支援
- 外出自粛で人手不足になった営農活動の支援や地域の環境維持・保全への支援
- 休業している団体・事業所等の従業員が地域支援のために取り組む社会貢献活動など

※家族、親戚を対象とした活動は補助対象となりません。

※支援活動を行う際には、原則として支援対象者の意向を確認してください。

応募方法

「コロナに負けない！とっとり絆事業補助金交付要綱」に定める申請書、事業計画書、収支予算書等を、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課まで持参、郵送又は「とっとり電子申請システム」で提出してください。(募集期間内必着) 応募先住所は下記「お問い合わせ先」をご参照ください。

お問い合わせ先
(応募先)

鳥取県地域づくり推進部 県民参画協働課 (ボランティア・協働担当)

住所:〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (鳥取県庁本庁舎1階)

電話:0857-26-7071 FAX:0857-26-8112

電子メール: kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp

補助率および補助上限額

補助率：10/10

補助上限額：10万円

対象経費(例)

項目		内容
需用費	消耗品費	・活動する際の感染予防のために必要なマスク・消毒液等の購入費用 ・マスク作成等の材料購入費 ・印刷代、消耗品購入費用（コピー用紙、プリンター用インク） など
	燃料費	・ボランティア活動に必要なガソリン代など (例)支援者の自宅等（集会所などの拠点を含む）から買い物支援を行った距離に応じて算出(1kmあたり25円) 自宅⇒店舗⇒受援者宅⇒自宅
	食糧費	・配食支援等を行う場合の食材費
旅 費		・自動車、バスを利用した場合の交通費
役務費	通信運搬費	・郵便料金 (例)作成したマスク等の送料 など
	保険料	・活動の際に発生した傷害等に対応できるボランティア活動保険の保険料 など
使用料及び賃借料		・動画掲載のために必要なWEBサイト掲載料（既に、個人、団体運営等のために開設しているWEBサイト使用料への経費の振替は不可） ・動画撮影に必要な機材、会議室の使用料など ・その他、支援に必要な賃借料
報 償 費		講師に対する謝金（教材作成や動画配信など、専門的な指導が必要な場合に限り、1人あたり6千円を上限とする。）

※補助金の交付決定の日以降に生じた活動経費が補助の対象となります。

※補助金の交付は、活動の完了後（実績報告後）となります。

活動の完了前の交付を希望される場合は「お問い合わせ先」までご連絡ください。

注意

次の経費は対象外です！

- 給与・賃金等の人件費
- 団体の運営に係る経常的な経費（事務所の家賃、光熱費など）
- ボランティア活動の参加者が飲食するための弁当などの購入費用

詳細は本補助金の募集要項・交付要綱をご確認ください。募集要項等はホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/253777.htm>)から入手できます。不明な点はおもて面下部記載の「お問い合わせ先」までご連絡ください。